

札幌市民営市民農園助成事業補助金交付要綱

〔平成10年3月31日〕
経済局長決裁
平成21年8月3日改正

（目的）

第1条 この要綱は、市民農園に対する市民需要に対応しつつ農地の有効利用を推進するとともに市民と農業との交流を促進する観点から、農地所有者等による民営市民農園の開設を奨励するため、これを開設する者に対し交付する施設整備費等に係る補助金に関し、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (3) 市民農園 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する市民農園をいう。
- (4) 市民農園施設 法第2条第2項第2号に規定する市民農園施設をいう。
- (5) 認定市民農園 法第7条第1項又は同条第5項の規定に基づき、本市が開設を認定した市民農園をいう。
- (6) 民営市民農園 地方公共団体以外の者が開設する市民農園をいう。

（補助事業）

第3条 補助事業は、民営市民農園を開設する者が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市民農園に必要な施設設備等を整備する事業
- (2) 市民農園利用者の募集事業及び利用者との交流事業その他の市民農園の円滑な運営に資する事業
- (3) その他市長が補助することが適当と認める事業

（対象となる市民農園）

第4条 補助事業の実施は、次の各号いずれにも該当する民営市民農園を対象とする。

- (1) 本市の市街化調整区域において開設する認定市民農園であること。
- (2) 市民農園用の農地（利用区画及び園路）がおおむね5,000平方メートル以

上であること。

(補助率及び限度額等)

第5条 補助率は、対象事業費の2分の1以内とする。

2 前項の対象事業費には、当該補助事業に要する経費についての仕入れに係る消費税及び地方消費税を控除できる場合にあつては、その仕入控除税額を含めないものとする。

3 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付額は、1補助事業(第3条各号の事業総体)当たり500,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として農業協同組合を經由して、次に掲げる書類を添えて民営市民農園開設補助金交付申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 市民農園の位置図及び施設配置図

(3) 補助事業に係る施設及び設備等の概要を表示した図面(平面図,立面図,断面図又は概要図等)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、納税対応状況申出書(様式2)を添付しなければならない。

(1) 免税事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条の規定に基づき、前々年度(法人にあつては前々事業年度)の課税売上高が3,000万円以下であるため消費税の納税義務を免除された者)

(2) 簡易課税制度適用者(消費税法第37条の規定に基づき、前々年度(法人にあつては前々事業年度)の課税売上高が2億円以下の者で仕入れに係る消費税額をみかけ仕入れ率を乗じて算出する事業者)

(審査及び交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類及び内容等を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、民営市民農園開設補助金交付決定通知書(様式3)により補助金の交付を申請した者(以下「申請者」という。)に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して
民営市民農園開設補助金不交付決定通知書（様式4）により申請者に通知しなければならない。

（計画の変更）

第8条 補助事業者は、第6条の申請に係る内容を変更しようとする場合は、原則として農業協同組合を経由して、速やかに計画変更承認申請書（様式5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類及び内容等を審査のうえ、計画変更の承認の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定により計画変更を承認したときは、民営市民農園開設補助金交付決定変更通知書（様式6）により申請者に通知しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により計画変更を承認しなかったときは、その理由を付して計画変更不承認通知書（様式7）により申請者に通知しなければならない。

（事業完了届の提出）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、原則として農業協同組合を経由して、次に掲げる書類を添えて事業完了届（様式8）を市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算見込書（様式9）

（2） 納品書（工事請負にあっては、工事受渡書）の写し

（3） 請求書の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

（検査）

第10条 市長は、前条の事業完了届の提出があったときは、その所属職員のうちから検査員1名を指名し、補助事業の検査を行わせるものとする。この場合において、市長は、立会いのため、その所属職員のうちから立会員1名を指名することができる。

2 検査員は、補助事業の完了の検査を終了したときは、検査報告書（様式10）を作成するものとする。

3 市長は、第1項の検査の結果、改善を要すると認める場合は、補助事業者にその是正を命ずることができる。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の検査の終了後、補助金の額を確定し、民営市民農園開設補助金確定通知書（様式11）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、原則として農業協同組合を経由して、速やかに市長に請求書を提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに確定した補助金を交付しなければならない。

(決算の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後、原則として農業協同組合を経由して、速やかに市長に収支決算報告書(様式12)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他市長が補助することが不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めるときは、その理由を付して、民営市民農園開設補助金交付決定取消通知書(様式13)により返還すべき金額及び納入期日等を補助事業者へ通知するものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合、又は補助事業の完了年度の翌年度から起算してから5年を経過した場合は、この限りでない。

(施行細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。